

2014 年春季生活闘争方針に関する Q & A (抜粋)

1. ベア 4,500 円の内訳と根拠は？

(1) 算定の内訳は次の通り。

過年度物価上昇率 1 %
 生活改善分 0.5 % 合計 1.5 %
 JAM の平均所定内賃金：30 万円※ × 1.5 % = 4,500 円
 ※2013 年賃金全数調査 = 299,080 円

(2) 過年度物価上昇率について

消費者物価上昇率は、生計費に掛かる指標なので、生鮮食料品を含む「総合」という指数を用いることとします。

直近の消費者物価指数(11 月総合)が、このまま変わらないと仮定した場合でも、2013 年度の物価上昇率は 0.88 % になります。

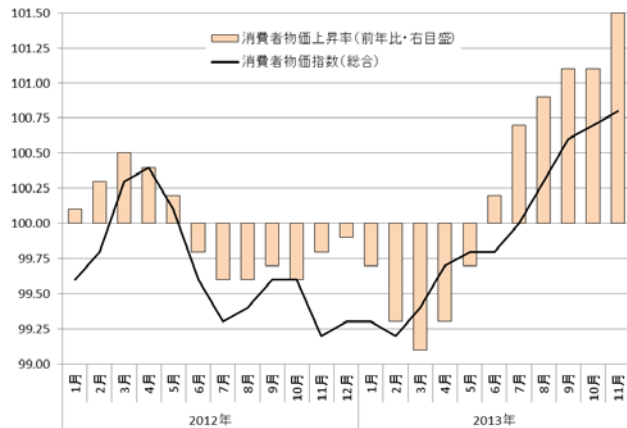
同指数は 2013 年 2 月以来ずっと上昇を続けており、2013 年度の物価上昇率は、これ以下にはならないと見込めるので、過年度(2013 年度)消費者物価上昇率を 1 % と置くことにしました。

(3) 生活改善分について

JAM 方針では、過年度物価上昇分に「生活改善分」として 1,500 円(0.5 %)を充てています。物価上昇分は所得の目減り分を補てんするだけなので、デフレ脱却に向けた消費拡大分として、生活改善分を加えています。生活向上分、規模間格差の是正や企業部門から家計への配分の是正など、過年度物価上昇分以外のすべての要素を合わせて勘案したものです。

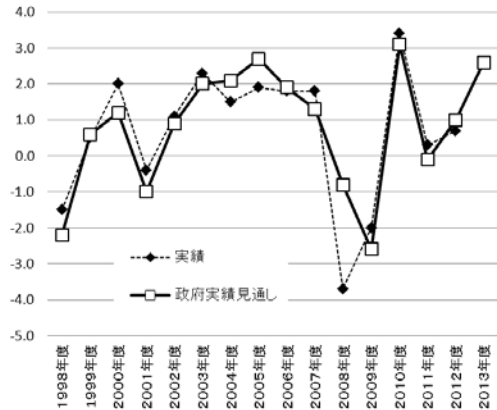
0.5 % の、マクロ指標との関係は次の通りです。

「政府経済見通し」※による 2013 年度実質 GDP 成長率の実績見込みは 2.6 %、同じく就業者増加率は 0.5 % であり、これから就業者一人当たり実質 GDP は 2.09 % となります。このことは、付加価値を就業者一人当たり 2.09 % 増やしたということであり、生活向上分として賃上げに加えるべき指標ですけれども、景気の現状は、緩やかな回復状況であり、中小企業の現状も勘案する必要

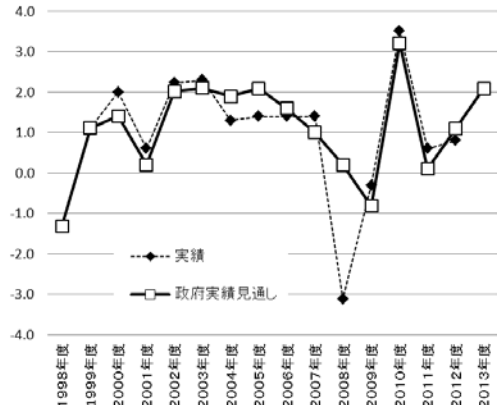


年	月	指数	前年比
2012年	1月	99.6	-0.1
2012年	2月	99.8	-0.3
2012年	3月	100.3	0.5
2012年	4月	100.4	0.4
2012年	5月	100.1	0.2
2012年	6月	99.6	-0.2
2012年	7月	99.3	-0.4
2012年	8月	99.4	-0.4
2012年	9月	99.6	-0.3
2012年	10月	99.6	-0.4
2012年	11月	99.2	-0.2
2012年	12月	99.3	-0.1
2013年	1月	99.3	-0.3
2013年	2月	99.2	-0.7
2013年	3月	99.4	-0.9
2013年	4月	99.7	-0.7
2013年	5月	99.8	-0.3
2013年	6月	99.8	0.2
2013年	7月	100.1	0.7
2013年	8月	100.3	0.9
2013年	9月	100.6	1.1
2013年	10月	100.7	1.1
2013年	11月	100.8	1.5

政府経済見通しによる見通しと実績の推移
実質GDP成長率



政府経済見通しによる見通しと実績の推移
就業者一人当たり実質GDP成長率



もあることから、生活改善分としては、0.5%を置くことにしました。

※政府経済見通しは、予算案作成のための基礎的な公表資料です。この見通しと実績の推移を見ると（前頁グラフ）、この間ではリーマンショック時に大きな乖離がみられますが、ほぼ一致した関係がみられるので、予測的なデータとして、これを採用することとしました。

このことから、4,500円1.5%という数字は、決して過大なものではありません。また、これよりも低い他産別要求基準との差は、JAMの場合、格差是正分と捉えるべきものです。

(4) 4,500円の外に置いた是正分1,500円について

2011年春季生活闘争方針では、2000年と2010年の300人未満の年齢別平均賃金のカーブを比較して、カーブ全体で約7,500円の水準低下がみられたので、5年以内の回復を目指し、毎年1,500円以上の是正要求を組み立てていくとしたものです。2014年は4回目の取り組みとなるので、方針上の継続を維持するため、過去から継続した是正分として、ベア4,500円の外に1,500円を置きました。

2. 賃上げの要求根拠の中に、消費税率の引き上げ分は含まないのか？

消費税率引き上げが、消費者物価を押し上げ、それが消費の縮小をもたらすであろうことは、情勢として重要な問題であると認識していますが、消費税率の引き上げ分を、そのまま賃上げの要求根拠に入れる、という考え方はしません。

3. 要求を率で組み立ててもよいのか？

要求額の中身は、金額のみの組立てとし、率では組み立てません。率に拠らない理由は、金額のベースに単組間のばらつきが大きく、率に拠ると要求段階で格差が広がってしまうためです。

4. 賃金制度がない場合には、どうやって要求を組み立てたらよいか

賃金カーブの現状や、賃金のバラツキの実態を考慮せず、いわゆる「どんぶり勘定」で平均賃上げ要求を行っても、使用者にも組合員にも要求根拠を示すことが出来ず、十分な労使交渉を期すことは出来ないでしょう。賃金制度がなく、平均賃上げ要求しかしたことがない単組では、個別賃金要求方式（別項参照）のやり方を踏まえて、自らの賃金実態の分析に基づいた賃金要求を組み立てて下さい。

5. 要求根拠の優先順位は？

- (1) 物価上昇分+生活改善分の4,500円は、統一的に取り組むべき目標とします。4,500円の中の過年度物価上昇分と生活改善分を分ける、という考え方は採りません。
- (2) 但し、単組段階での要求組立は、各単組の実情に応じた組立てで構いません。統一要求額は、要求金額の枠と考えて頂いて結構です。
- (3) 賃金構造維持分を超える部分として、ベア分4,500円、必要な場合は是正分1,500円を加えた範囲内で要求額を組み立てますが、単組によっては、ベア4,500円の中に是正分を含めることも可とします。
- (4) 特に優先順位を定めるものではありませんが、考え方としては是正を優先すべきでしょう。

6. なぜ今、ベアを要求するのか？

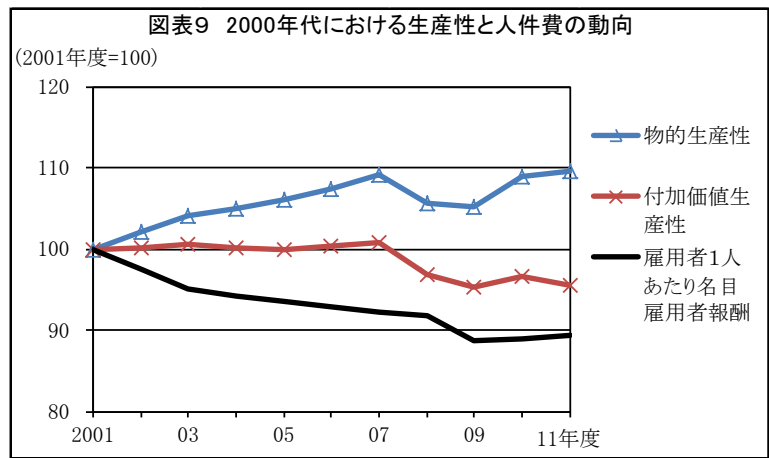
- (1) 円安によって輸入品を中心に物価が上昇、消費者価格への転嫁が進み始めたことによって、従来に

なく物価が上昇し、生活を防衛する必要性が高まっています。

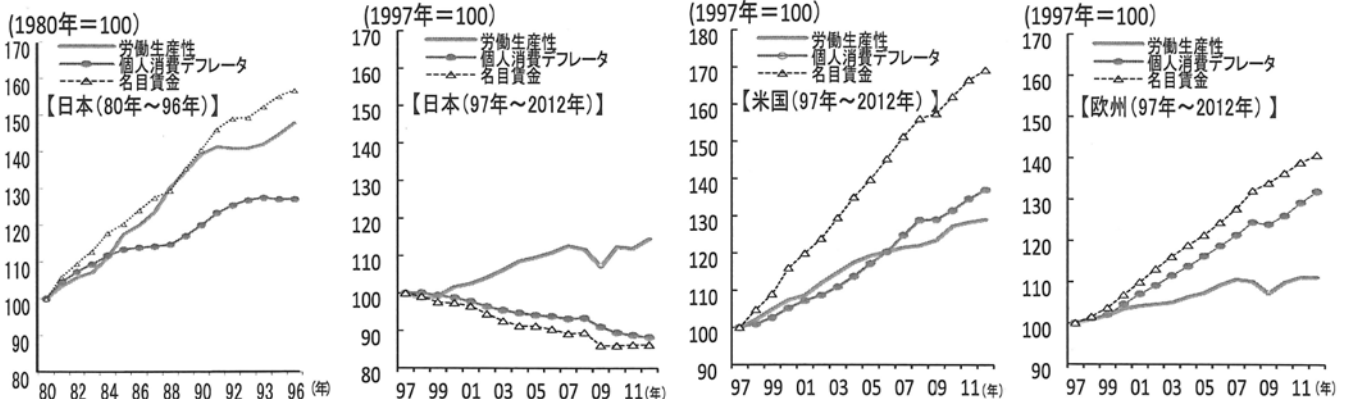
- (2) 円安によって輸出企業の利益が改善され、大手を中心に企業収益が大きく改善していることから、円高時に引き下げた取引価格の値戻しについても考慮することが可能な環境が生まれています。
- (3) 雇用情勢が悪くなく、景気が緩やかな回復過程にあることを背景に、生活改善・生活防衛のための賃金引き上げをはかり、以て、デフレからの脱却を目指す重要な機会として、2014 春季生活闘争に取り組むべきと判断するところです。

7. なぜ、デフレからの脱却が必要なのか？

- (1) グローバル化の下で、価格競争の激化と短期的な企業業績重視の下で、非正規労働者の増加をはじめ、ミクロ、マクロの両面で賃金水準の低下が進み、デフレが常態化するようになりました。
- (2) デフレによる価格の低下、製品単価の低下に伴い、付加価値は上流から下流に流れて行き、物的生産性が上昇しているにも拘わらず、付加価値生産性が低下していることも想定される事態となっています（次頁図参照）。
- (3) この間に、企業の投資不足＝資本余剰が増大し、社会全体にカネが回らない事態が生まれてしまいました。
- (4) 賃金とは、一方ではコスト、他方では購買力です。そこで、賃金抑制と消費の低迷、物価下落が並行して進んできたのが、この間のデフレ経済でした。「デフレ脱却」とは、この悪循環を断ち切ることを目指す取り組みです。
- (5) 因みに、個人消費と労働生産性の推移を、日本の 80～96 年と 97～2011 年、米国の 97～2012 年、



(注) 1. 物的生産性は就業者1人あたり実質GDP、付加価値生産性は就業者1人あたり名目GDP。
2. 2000年度から連続したデータがないため、2001年度を100とした。
3. 資料出所：内閣府「国民経済計算」より金属労協政策企画局で作成。



欧州の 97～2012 年で比較すると、前頁図のようになります。日本の 97～2012 年の状況が、日本の過去、欧米との比較で、如何に異常かが分かります。

8. 配分についてどう考えたらよいか？

配分についての考え方は、要求提出前に必ず検討・確認して下さい。

- (1) 一般的な賃金制度の場合には、年齢テーブル、職能テーブルの書き換えと是正原資の割合を決めます。それがルール化されている場合には、そういうものを活用して下さい。
- (2) ルールがない場合には、年齢、職能（評価）、是正の各要素への配分を検討します。
- (3) 企業毎に賃金構造は異なるので、賃金実態をよく分析して、それぞれの実情に応じた配分を検討する必要があります。場合によっては、地方JAMや地協の中で相談して下さい。

9. 一時金と賃金の関係についてどう考えるか？

- (1) ベアよりも一時金の引き上げを重視する経営のスタンスが強まることも予想されますが、共闘運動を重視する観点から、要求の重点は月例賃金の引き上げに置くことします。
- (2) リーマンショック後の一時金の獲得状況では、規模間格差が拡大しています。年収の格差が広がっている実態については、それも含めて生活改善の必要が高まっていると捉え、月例賃金のベア要求を後押しする要素と考えて下さい。

10. 要求・回答・妥結にわたる戦術配置について、どうすればよいか？

- (1) 統一要求日における要求提出については、地方JAM・地協で準備段階から意思統一を強め、単組でも多くの要求集約をはかる取り組みを強めて下さい。
- (2) これまでの実績を基に、地方JAM・地協において、先行する役割を担う単組等について、事前の調整をはかり、共闘運動の効果を最大限発揮出来る態勢作りを取んで下さい。

11. 賃金改善とベアの違いは何か？

組合員の労働条件向上に向けて要求を提出し交渉することは、労働組合の使用者に対する権利であると同時に、組合員に対する責務です。その上に、個々の労働組合は、産別に結集し、統一的な要求を組み立て、多くの労働組合による、社会的な広がりを持った要求行動＝共闘を行うことが出来ます。

賃金改善は、個別の賃金実態から問題点を洗い出して、その是正をはかろうとする取り組みです。ですから賃金改善の根拠＝理由は、個々の実態そのものに発しています。

これまでは、賃金改善の取り組みでも、産別としての共闘は組み立てられてきました。賃金改善の根拠となる傾向的な実態が存在し、多くの単組に共通する課題はあっても、賃金改善そのものは、個別的な事情に根拠を求めた取り組みです。しかし、そうではあっても、賃金改善要求を軸として共闘運動を組み立てることは可能でしたし、JAMではこれまで、そういう取り組みを行ってきました。

これに対して、物価上昇分を補てんするベア要求の根拠は、個々の賃金実態にある訳ではなく、社会全体に掛かる消費者物価にあります。このために、個々の労働組合は、産別に結集し、統一的に要求を組み立てます。物価上昇分の要求は、個々の事情に基づく賃金改善とは違って、物価という統一的な指標に基づいています。その中に個別的な対応があるのは当然としても、全体的統一的なものが、共闘の基本に置かれます。物価上昇分を要求する、というのは、まず、そういうことです。

12. これまで賃金抑制が容認されてきた背景は何か？

使用者の賃金抑制を労働者が受け入れざるを得なかったのは、雇用を守るため、という大きな理由があ

りました。逆に言えば、行き渡った「雇用不安」が、賃金抑制を容認せざるを得ない大きな背景をなしてきました。

デフレ経済というのは、労使関係における、この「不安」が招き入れてきた事態であったとも言えます。しかし、「雇用不安」に沿って賃金抑制を続けていくのであれば、デフレから脱却することはこの先もずっと不可能です。賃金と雇用はトレードオフの関係にある、という流れを、どこかで乗り越えていく必要があります。「デフレ脱却」というのは、この不安を何とかして乗り越えていく取り組みであると言えます。

13. 2000年以降の春季生活闘争を取り巻く情勢の特徴は、どのようなものか？

- (1) デフレ経済の下、物価上昇率に対応するベア要求を組み立てられなくなった。
- (2) 景気回復の影響が中小企業に及びにくく、昇給制度がある企業と賃金構造維持分を確保出来ない企業との格差が拡大した。
- (3) 昇給と一時金がない非正規労働者が増加し、中小企業における賃金抑制と非正規労働者の増加が賃金デフレの大きな要因となってきた。
- (3) この間の景気は、後退期に大きく落ち込み、回復期の回復の動きがなかなか進まない、という動きを繰り返している。その中で、景気の後退期には賃金構造維持分の確保を重視し、回復の前半期に賃金水準低下の回復を目指し、回復の後半期に分配の是正を求める、というパターンが生まれた。
- (4) 2014 春季生活闘争前段の情勢としては、リーマンショック後の景気回復過程が東日本大震災で再び落ち込んだ後の、緩やかな回復過程にあるとともに、2008 年以来、物価上昇率がプラスに転じている。

14. 春季生活闘争は、この間にどのように進んできたのか？

物価上昇率がマイナスに転じ、物価上昇率がゼロ近傍を推移するなかで、労働組合として、ベア要求が出来なくなる事態が、2000 年以降に生まれました。JAM 結成以降 (1999 年結成) で、賃金改善とは別に、ベア要求を JAM として取り組んだのは、2000 年、2001 年、2009 年だけです。

この間の要求方針の推移を追うと、以下の通りです。

- (1) 2001 年の IT バブル崩壊による急激な景気後退を受けて、2002 年と 2003 年の春季生活闘争は雇用と賃金構造維持分の確保を最重点とする取り組みとなった。
- (2) 2004 年要求方針も賃金構想維持分確保に止まるが、獲得額は、1997 年以来の前年比 200 円以上のプラス (300 円弱) となる。2005 年要求方針は、賃金構造維持分確保に格差と賃金カーブ是正分を加えたとし、獲得額は前年比 300 円弱となった。
- (3) 景気回復を背景に、企業に偏った配分の是正を掲げ、賃金構造維持分に加えて、2006 年は 2000 円、2007 年と 2008 年は 2500 円の賃金改善要求に取り組んだ。
- (4) 2008 年中の物価上昇率がプラスに転じたため、2009 年は、物価上昇分に対応する 4500 円のベア要求を方針としたが、

平均賃金要求の取り組み結果

	要求		獲得	
	ゼンキン 連合 ※	金属 機械	ゼンキン 連合	金属 機械
1990年	19,200	22,666	12,161	13,044
1991年	21,000	23,312	12,370	13,357
1992年	21,000	23,417	11,130	11,960
1993年	18,600	21,129	8,726	9,408
1994年	13,700	17,647	6,716	7,102
1995年	14,000	15,081	6,199	6,511
1996年	13,000	13,967	6,277	6,646
1997年	13,000	14,008	6,656	7,065
1998年	13,000	13,866	6,166	6,412
1999年	9,000	10,133	4,585	4,952
	J A M			
2000年	8,116		4,428	
2001年	8,134		4,515	
2002年	5,843		3,765	
2003年	5,363		3,650	
2004年	5,546		3,915	
2005年	5,920		4,207	
2006年	6,621		4,613	
2007年	6,912		4,824	
2008年	6,944		4,864	
2009年	6,473		3,968	
2010年	5,317		4,033	
2011年	5,651		4,322	
2012年	5,507		4,246	
2013年	5,380		4,282	

※産別要求基準

リーマンショックの影響から所期の成果を得られなかった。2010 年は景気後退の影響から賃金構造維持分確保を重点とし、必要に応じて 500 円の改善・是正に取り組むとした。

(5) 2011 年から、過去に賃金構造維持分割れを起こしている単組を中心に、賃金カーブの回復をはかる取り組みとして、5 年を目安に毎年 1500 円以上の是正を目指す要求の組立を方針化し、2012 年、2013 年も同様に取り組んだ。

——この間の春季生活闘争は、労働運動全体でベア要求がない中で、賃金水準の低下を食い止める取り組みが中心であったと言えます。

15. 2014 年春季生活闘争の位置づけとはどういうものか？

デフレ経済の下、2000 年以降のこれまでの春季生活闘争は、2006～2008 年を除いて、雇用不安と隣り合わせの事態の下で、賃金構造維持分の確保、賃金水準の維持・回復を最重視する取り組みが続いてきました。この間には、不良債権問題による金融機関の締め付け、ITバブルの崩壊、リーマンショック、東日本大震災という、大きな景気後退要因が相次ぎました。

※右図は企業倒産件数（東京商工リサーチ）の推移であるが、2000 年代前半の「最悪期」が、リーマンショック以降、再び悪化し、最近になって、漸く「落ち着いた」状態を迎えている。

2014 年春季生活闘争を取り巻く経済環境は、実需の拡大による著しい景気回復というには至っていません。しかし、リーマンショック以降の、東日本大震災を挟んでの、長い経済停滞から、薄日がさすような緩やかな景気回復と消費者物価の上昇が起こっていく中を、消費税率の引き上げによるさらなる物価上昇と景気の下押しが予想されています。

従って、2014 年春季生活闘争は、物価上昇に対する生活水準の維持と、これまでの所得減少を取り戻すことを兼ねた「人への投資」の強化をはかることで、消費の拡大を期し、デフレ脱却へ大きな一歩を踏み出す役割を負っていると看做します。そのために、景気回復の「後追い」ではなく、「経済成長と所得向上を同時に推し進めていく（連合方針）」取り組みが求められています。

